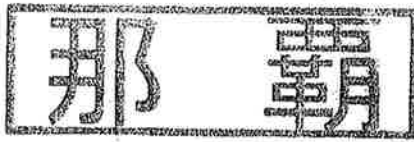


公 告

公 告 第 号
平成 27 年 8 月 18 日



契約担当官
航空自衛隊第83航空隊
会計隊長 東田 和也



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品 名 酸素・笑気マニホールド1組
 - (2) 納 期 平成27年9月30日
 - (3) 納 地 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成27年9月4日 14時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 経理装備局長又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 同等品確認申請については、平成27年8月31日15時までに会計隊へ申請書類等を提出するものとする。
 - (5) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 鈴木 まで。

電話番号 098-857-1228・1229

内 訳 書

	品名 (件名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	同 等 品
1	酸素・笑気マニホールド	仕様書のとおり	組	1				可
2		以下余白						
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
					計			

航空自衛隊仕様書

仕様書の 種類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号	新規	仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	酸素・笑気マニホールド (既設装置の撤去、搬出及び納入装置の搬入、据付・調整)	那基LPS-M27-22		
		承 認	平成27年 6月10日	
		作 成	平成27年 6月10日	
		改 正	平成 年 月 日	
			平成 年 月 日	
作成部隊等名	自衛隊那覇病院			

1 総則

この仕様書は、航空自衛隊那覇基地で使用する酸素・笑気マニホールド（既設装置の撤去、搬出及び納入装置の搬入、据付・調整）について規定する。

2 製品に関する要求

次に示す規格又は同等以上のものとする。

(1) 酸素マニホールド

HCM-G主管M型2列8本（片側4本）と同等以上のものとする。

(2) 笑気マニホールド

HCM-L主管M型1列2本と同等以上のものとする。

3 設置に関する要求

(1) 既設装置の撤去、搬出及び納入装置の搬入、据付・調整をもって完納とする。

(2) 納入物品の設置場所は、ガス保管庫内とする。

(3) 既設装置は官側が指定する保管場所へ搬出する。

(4) 撤去及び設置に必要な工具及び資材は、契約相手方が準備する。

- (5) 調整時、警報設備（緊急警報及び供給源警報）の機能点検を実施するものとし、納入酸素・笑気マニホールドとの連動に不具合がある場合は、機能を十分に発揮するよう調整及び部品交換をするものとする。

4 一般管理事項

- (1) 基地内の立ち入りについては、那覇基地規則に従い、許可された場所以外には立ち入ってはならない。
- (2) 契約相手方は交換整備の際、作業責任者を定め作業の安全に留意し、火災盗難等の事故防止に努めるものとする。

5 保証

- (1) 本品が契約相手方に寄託されている間の責任は、契約相手方が負うものとする。
- (2) 完成検査終了後、交換整備にかかわる不具合が生じ、その原因が契約相手方の責任に基づくものと認められた場合は、契約相手方は無償で不具合の是正を行うものとする。ただし、判定は両者協議の上決定する。

6 仕様書の疑義

仕様書に明記されていない事項又は疑義がある場合には、両者協議の上決定するものとする。ただし軽微なものについては官側の指示に従うものとする。